第一編　公共施設等の現況と将来の見通し

第１章　公共施設等総合管理計画について

第1節　社会的な背景
第2節　国及び地方公共団体の動き
第3節　本計画の策定目的と位置付け
第4節　本計画の計画期間
第5節　本計画の対象とする公共施設等

第１章 公共施設等総合管理計画について

第１節 社会的な背景

我が国では、高度経済成長等による人口増加に伴い、昭和30年代から昭和50年代にかけて学校や道路等の公共建築物やインフラ施設を集中的に整備してきました。こうした過去に建設された公共施設等は、これから大量に更新時期を迎えますが、地方公共団体の財政は厳しくなることが想定されており、人口減少・少子化等により利用需要の変化が見込まれています。

このような状況の中、地方公共団体においては、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点から施設の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことで、財政負担を軽減・平準化するとともに公共施設等の適正な配置を実現し、時代に即したまちづくりを行っていく必要性があることから、公共施設等の総合的な管理による老朽化等への対策を推進することになりました。

第２節 国及び地方公共団体の動き

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成25年6月14日閣議決定）における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

各地方公共団体に対しては、平成26年4月に「インフラ長寿命化基本計画」に基づく行動計画として「公共施設等総合管理計画」の策定要請がありました。「公共施設等総合管理計画」の公共施設等とは、地方公共団体が管理する建築物だけでなく道路や橋梁、上水道、下水道のようなインフラに関する施設も含まれます。計画期間は10年以上とし、全庁的な取組体制の構築を行うことが望ましいとされています。

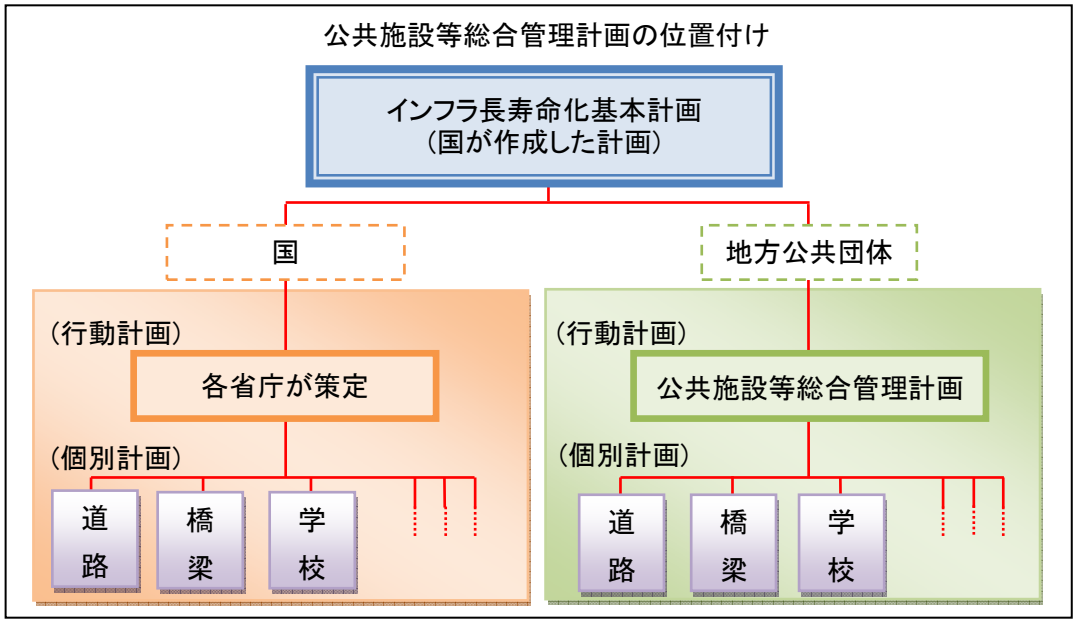

図 1-1 公共施設等総合管理計画の位置付け

第３節 本計画の策定目的と位置付け

第１項 本計画の策定目的

本市は、平成17年7月1日に1市3町の合併により、旧市町の公共施設を引き継ぎましたが、旧市町では、それぞれの区域で行政サービスを提供していたことで、現在では数多くの類似した施設が存在することになっています。また、これまで整備してきた公共施設の多くに老朽化の進行が見られ、将来の人口減少や合併の特例による国の財政支援期間終了後の予想される厳しい財政状況の中でも、適切な対応が求められています。

本市ではこれまでに、今後の方向性や課題把握を目的に、平成23年に「旭市公共施設の活用方針」、平成26年に「旭市公共施設白書」を策定公開してきました。

このたび、公共施設等総合管理計画の策定要請を受け、社会の状況変化や将来の財政状況を的確に捉え、将来にわたって市民の重要な資産である公共施設等を適切に維持管理していくために、公共施設等の今後の在り方を検討し、計画的な見直しを推進することを目的として公共施設等総合管理計画を策定することとしました。

第２項 本計画の位置付け

公共施設等総合管理計画は、旭市総合戦略に則って作成しています。

また、策定にあたっては、国土強靭化地域計画のほか関連する計画類と相互に連携して整合性を持ちながら進めます。

なお、関連する主要な計画の概要については、本計画の第２章第２節（主要な計画の概要）に掲載しています。

第４節 本計画の計画期間

本計画の計画期間は平成28年度(2016)から平成48年度(2036)までの、おおむね20年間とします。計画期間中において、国土強靭化地域計画のほか関連する計画類の改訂、公共施設等の状況や各種の前提条件に大幅な変更が生じた際には、必要に応じて本計画の見直しを行います。

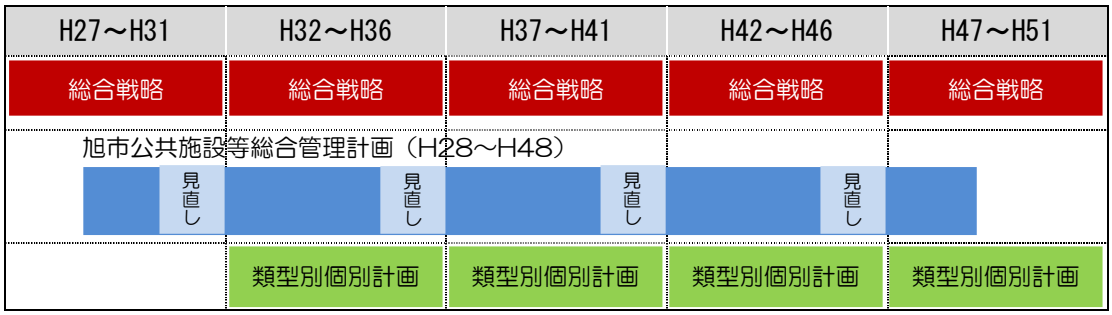

図 1-2 公共施設等総合管理計画の今後の見直し予定

※今後の総合戦略の計画期間などは未定です。ここでは計画期間を５年と仮定して表現しています。
※類型別の個別計画は計画期間を５年と仮定して表現しています。また、施設類型によって計画の始期等が異なることが想定されます。

第５節 本計画の対象とする公共施設等

本計画の対象とする公共施設等は、市が所有又は管理する公共建築物及び市所有の道路・橋梁・上水道・下水道等のインフラ施設とします。

また、公共施設等の用途に応じて以下の施設類型に分類しています。

表 1-1 対象とする公共施設等（公共建築物）

No.	大分類	施設数	No.	細分類	施設数	主な施設例
1	市庁舎	7	1	本庁舎・分庁舎	4	旭市役所、第２庁舎、南分館、商工観光課(青年の家内)
			2	支所	3	旭市海上支所、旭市飯岡支所、旭市干潟支所
2	医療・保健・福祉施設	11	1	医療関連施設	1	旭市国民健康保険直営滝郷診療所
			2	保健センター	4	旭市保健センター、旭市海上保健センター 他
			3	健康関連施設	3	あさひ健康福祉センター、海上健康増進センター 他
			4	福祉関連施設	3	飯岡福祉センター、海上ふれあいサポートセンター 他
3	保育所・児童関連施設	19	1	保育所	13	旭市立中央第一保育所、旭市立中央第二保育所 他
			2	児童関連施設	6	旭市子育て支援センターハニカム、こども発達センター 他
4	学校教育関連施設	22	1	小学校	15	旭市立中央小学校、旭市立琴田小学校 他
			2	中学校	5	旭市立第一中学校、旭市立第二中学校 他
			3	給食センター	2	旭市第一学校給食センター、旭市第二学校給食センター
5	生涯学習関連施設	16	1	公民館・公民館等類似施設	10	旭市民会館、いいおかユートピアセンター 他
			2	図書館	1	旭市図書館
			3	文化施設	3	大原幽学記念館、飯岡歴史民俗資料館、旭市文書館
			4	その他教育・文化施設	2	海上ふれあい館、文化財保管庫(旧公益質屋)
6	スポーツ施設	23	1	体育館	5	旭市総合体育館、旭市青年の家体育館 他
			2	野球場	5	旭スポーツの森公園野球場、海上コミュニティ運動公園野球場 他
			3	庭球場	4	旭スポーツの森公園庭球場、 飯岡庭球場 他
			4	その他スポーツ施設	9	旭市弓道場、旭市卓球場 他
7	産業関連施設	11	1	農業関連施設	5	旭市民農園(鎌数)、旭市民農園(岩井) 他
			2	観光関連施設	5	旭市営海浜プール(いいおか潮騒ホテル)、レストハウス(萩園公園) 他
			3	宿泊施設	1	海上キャンプ場
8	生活環境関連施設	23	1	上水道施設	5	旭配水場(水道庁舎)、旭市水道お客様センター 他
			2	下水道・汚水処理施設	6	旭市浄化センター、旭中央汚水ポンプ場 他
			3	ごみ処理施設	3	旭市クリーンセンター、旭市グリーンパーク 他
			4	公衆トイレ	9	旭市公衆便所(西宮公園)、干潟駅公衆トイレ 他
9	消防・防災関連施設	66	1	消防本部・消防署	5	旭市消防本部・旭市消防署、旭市消防署海上分署 他
			2	消防団関連施設	51	消防庫
			3	防災関連施設	10	旭防災備蓄倉庫、三川避難タワー 他
10	公営住宅	13	1	公営住宅	13	神西住宅、西野住宅 他
11	公園	66	1	都市公園	11	中央公園(中央児童遊園併設)、旭文化の杜公園 他
			2	児童遊園	36	中央児童遊園、袋第一児童遊園 他
			3	農村公園	7	松沢農村公園、鏑木農村公園 他
			4	多機能公園	12	大原幽学遺跡史跡公園、木曽義昌公史跡公園 他
12	その他施設	11	1	その他施設	11	いいおか潮騒ホテル、シルバー人材センター 他
	総計	288			288	

※平成28年4月1日現在
※市が建物を借り受けて管理・運営する施設を含みます。
※一つの建物に2つ以上の施設機能が配置された複合施設は、それぞれの機能分類で一施設として計上しています。
※ここでの大分類「公園」では、公園内のトイレ等の便益施設を対象としています。施設数は、便益施設の有無に関係なく公園設置数を計上しています。

表 1-2 対象とする公共施設等(インフラ施設)

分類		数量
道路		実延長約1,096km　面積約5.36ｋ㎡
橋梁		319橋、総延長約2.4km、面積約15,500㎡
上水道		管きょ延長592km
下水道	公共下水道	管きょ延長48km
	農業集落排水	管きょ延長約14km
	東町都市下水路	管きょ延長約1km
	萩園生活排水	管きょ延長約2.7km
公園	都市公園	11施設　39.1ha
	児童遊園	36施設　3.5ha
	農村公園	7施設　2.2ha
	多機能公園	12施設　34.8ha

(注1) 各施設のデータ時点は特に断り書きの無い場合、公共建築物は平成28年4月1日時点、インフラ施設のうち道路・橋梁・上水道・下水道は平成27年3月31日時点、公園は平成28年4月1日時点です。

(注2) その他の公共施設等として、以下の財産がありますが、本計画の対象としては扱っていません。

- 防火水槽
- 農業集落排水施設に関する施設（中継ポンプ場等）
- ゴミ処理関係施設の設備（焼却炉等設備）
- 市道認定のない里道や排水路